

一般貨物自動車運送事業

運送約款	運行系統	法第七条第四項の規定により一般貨物自動車運送事業の許可に付された事業の範囲の限定	業務の範囲（法第五十九条第一項の規定により付された条件によって業務の範囲が限定されている場合に限る。）
H 3 1 標準貨物自動車運送約款	—	—	—

第一種貨物利用運送事業

利用運送機関の種類	利用運送約款	利用運送の区域又は区間	業務の範囲
貨物自動車運送	H 3 1 標準貨物自動車利用運送約款	全国（北海道、沖縄等の離島を除く）	一般事業

第二種貨物利用運送事業

利用運送機関の種類	利用運送約款	利用運送の区域又は区間		業務の範囲
航空貨物運送	宅配便利用運送約款	仕立地	仕向地	国内運送に係る宅配便事業
		羽田空港	全国の各空港	
		大阪国際空港	全国の各空港	
		中部国際空港	全国の各空港	
内航海運	標準内航利用運送約款	全国各港間		一般事業